

1 計画策定の趣旨及び計画期間

(1) 計画策定の趣旨

変動著しい社会経済情勢及び雇用情勢のもと、働く場所や住居を失い、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人々が、河川、道路、都市公園などを起居の場所として存在しています。

本市においては、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき定められた、ホームレスの自立支援等に関する基本方針（平成 20 年厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）に即し、「静岡市ホームレス自立支援等実施計画」（平成 21 年度～25 年度）を策定して自立支援に取り組んできました。その結果、市内で確認されたホームレス数は平成 15 年 1～2 月調査の 134 人から平成 25 年 8 月調査の 19 人に減少しました。

しかしながら、市内には、まだ路上（野宿）生活を余儀なくされているホームレスの人々がおり、また、失業等により定まった住居を失い、ホームレスとなるおそれのある人々も存在する実態があります。

ホームレスの人々は、様々な要因が重なり合って、ホームレスの状態に至っていますが、路上（野宿）生活を前提とした緊急的な援護等の支援を受け続けるだけではその問題は解決しません。こうした問題の解決に向けて、まずは、ホームレスの人々自身が自らの意思で路上（野宿）生活から脱却し、自立した生活ができるよう努力することが求められるものであり、その意思を尊重した支援の仕組みづくりを推進することが必要となります。

ホームレスの人々の自立を積極的に促すとともに、自立した生活を営めるよう支援を行い、併せて地域社会が新たなホームレスを生み出さない環境づくりに努めることが大切です。

この計画は、ホームレスに関する問題の解決に向け、実態調査等で把握した本市の実情に応じ、取り組むべき施策の目標や方針を定め、保健・福祉、住宅、労働など幅広い分野にわたる施策の総合的、かつ、計画的な推進を図るものです。

なお、本計画は、ホームレスの自立支援等に関する基本方針（平成 25 年厚生労働省・国土交通省告示第 1 号。以下「国の基本方針」という。）のほか、「静

岡山におけるホームレスの自立支援等に関する推進方針（以下「県の推進方針」という。）を踏まえ策定するものです。

（２）計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針の規定に基づき、県の推進方針における計画期間を踏まえ、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとするほか、特別の事情がある場合には、この限りではありません。

2 本市のホームレスの現状

本市では、平成 25 年 8 月に本市独自に行った「ホームレスの実態調査」（以下「本市調査」という。）において、19 人のホームレスの人々を確認しています。

平成 15 年 1 月から 2 月に行われた国の「ホームレスの実態に関する全国調査」（以下「全国調査」という。）において確認されたホームレスの人数 134 人と比べ 115 人、また平成 19 年 1 月に行われた全国調査において確認されたホームレスの人数 87 人と比べ 68 人、さらに平成 24 年 1 月に行われた全国調査において確認されたホームレスの人数 22 人と比べ 3 人減少しています。

これは、ホームレスの人々への生活保護の適用が増加したことが主な理由と考えられます。

なお、平成 25 年 8 月の本市調査でホームレスの人々の所在を確認した場所の内訳では、「河川」が 36.8%で最も多く、次いで「都市公園」が 26.3%、「その他の施設」が 21.1%、「道路」が 15.8%となっています。また、平成 24 年 1 月に行われた全国調査において個別面接による聞き取り調査ができた 7 人（31.8%）のホームレスの人々の実態調査の結果（概要）は次のとおりです。

○ 年齢

平均年齢は 64.2 歳（平成 19 年本市調査においては 54.1 歳）となっており、また、65 歳以上が 57.1%とホームレスの高齢化が進行している傾向が伺えます。

○ 路上（野宿）生活期間

「1 年未満」が 14.3%（平成 19 年本市調査においては 8.7%）、「1 年以上 3 年未満」（平成 19 年本市調査においては 21.3%）、「3 年以上 5 年未満」（平成 19 年本市調査においては 17.4%）はともになく、「5 年以上 10 年未満」が 57.1%（平成 19 年本市調査においては 26.1%）、「10 年以上」が 28.6%（平成 19 年本市調査においては 26.1%）となっています。路上（野宿）生活期間 5 年以上の人が 8 割以上を占めており、路上（野宿）生活期間の長期化の傾向が伺えます。

○ 健康状態

健康状態については、「良い」が 57.1%、「悪い」が 14.3%、「普通」が 28.6%（平成 19 年本市調査において「体調不良」を訴える人は 56.5%）となっています。

○ 路上（野宿）生活に至る理由

「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」、「倒産や失業」及び「家庭内のいざこざ」がそれぞれ 20.0%（平成 19 年本市調査において「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」は 36.4%、「倒産や失業」は 13.0%）であり、病気やけが、倒産・失業等の仕事に起因するものや家庭内の問題など様々な要因によりホームレスに至ったものであることが伺えます。

○ 職歴

路上（野宿）生活直前に就いていた仕事は、「建設作業従事者」が 28.6%（平成 19 年本市調査においては 17.4%）と最も多く、次いで「生産工程作業員」、「サービス従事者」、「販売従事者」及び「事務従事者」がともに 14.3%（平成 19 年本市調査において「生産工程作業員」は 13.0%、「サービス従事者」は 17.4%、「販売従事者」は 9.1%）となっています。

○ 今後の自立計画

「今のままでいい（路上（野宿）生活）」が 42.9%（平成 19 年本市調査においては 8.7%）と最も多く、次いで「きちんと就職して働きたい」が 28.6%（平成 19 年本市調査においては 30.4%）、「就職することはできないので何らかの福祉（生活保護や施設入所等）を利用して生活したい」及び「家族の元に戻りたい」がともに 14.3%となっており、「今のままでいい」と回答した人の割合が高くなっている傾向が伺えます。

○ 求職活動状況

「求職活動をしている」が 14.3%（平成 19 年本市調査においては 17.4%）と求職意欲のある人が 1 割強に留まっています。

○ 希望する就労支援

「住所を設定する必要があるのでアパートがほしい」、「就職の際の身元保証の援助をしてほしい」という意見がありました。

3 本市のこれまでの取り組み

本市では、これまでホームレスの人々に対して、次のとおり支援施策を進めてきています。

(1) 生活相談の実施

福祉事務所に来所したホームレスの人々の生活相談を受け、必要に応じ、金銭や食料の援助、また生活保護の申請についての助言を行っています。

(2) 巡回相談及び健康相談の実施

ホームレスの人々の人数、生活状況等の実態調査の実施に合わせて、ホームレスの人々への巡回相談及び健康相談を実施しています。

〈参考：本市におけるホームレスの人々への巡回相談における相談件数〉

- 平成 20 年度 18 件
- 平成 21 年度 14 件
- 平成 22 年度 10 件
- 平成 23 年度 14 件
- 平成 24 年度 7 件

(3) 緊急に行うべき援護

病気等により急迫状態にあるホームレスの人が医療機関に緊急搬送された場合には、状況を把握した上で行旅病人としての救護を行うほか、保護を要する場合には職権により生活保護を適用しています。

(4) 生活保護の実施

ホームレスの人々のうち、資産、稼働能力等の活用を図ってもなお最低限度の生活が維持できない人に対しては、本人の申請に基づき要否判定を行った上で、生活保護を適用しています。

その際、居宅生活が可能であると認められるホームレスの人については、その人の状況に応じて居宅での保護を行っています。この場合、再びホームレスに戻ることをしないよう、居宅生活を継続するための支援や居宅での自立

した生活を維持するための就業支援等を行なっています。また、直ちに居宅生活を送ることが困難なホームレスの人については、施設等において保護を行っています。

〈参考：本市におけるホームレスの人々への生活保護の適用人数（職権による生活保護を除く）〉

○平成 20 年度 125 人

○平成 21 年度 179 人

○平成 22 年度 160 人

○平成 23 年度 141 人

○平成 24 年度 192 人

（５）住宅支援給付事業の実施

失業により住居を失った人々又は住居を失うことによりホームレスになるおそれのある人々のうち、就労意欲及び能力のある人に対して、住宅支援給付事業（平成 24 年度までは住宅手当緊急特別措置事業）を適用し、住居及び就労の機会の確保に向けた支援を行っています。

〈参考：本市における住宅支援給付（住宅手当緊急特別措置事業）の適用世帯数〉

○平成 21 年度 127 世帯

○平成 22 年度 329 世帯

○平成 23 年度 269 世帯

○平成 24 年度 197 世帯

（６）公共施設の適正な利用の確保

施設内に起居し、施設の適正な利用の妨げとなっているホームレスの人々に対し、巡視時に聞き取りを行い、必要に応じ福祉事務所への相談を促す等自立支援に連動した助言・指導を行い、施設の適正な利用の確保に努めています。

4 計画の目標

(1) 基本目標（成果目標）

本計画では、以下を基本目標（成果目標）とします。

- 自立意思のあるホームレスの人々が、一人でも多く路上（野宿）生活から脱却し、自立した生活の継続ができるようにします。
- ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人々が、ホームレス状態にならないようにします。

(2) 基本目標の策定における考え方

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合い、年齢層によってもその傾向は異なっていると考えられます。その背景としては、急激な社会・経済情勢の変動とそれに伴う雇用情勢の悪化、核家族化の進行や地域の住民相互のつながりの希薄化などがあると指摘されています。

このような要因や背景などを踏まえ、本市の実情に合わせて次の考え方により本計画の基本目標（成果目標）を定めます。

ア 自立意思のあるホームレスの人々が、一人でも多く路上（野宿）生活からの脱却し、自立した生活が継続できるための支援

ホームレスに関する問題を解決するためには、ホームレスの人々が自らの意思で安定した生活を営むことができるように支援することが基本です。このため、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々に対して、一人でも多くの人々が路上（野宿）生活から脱却し、地域社会において自立した生活を継続して送ることができるよう必要な支援を行っていきます。

イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人々が、ホームレス状態とならないための支援

定まった住居を失うことは生活の基盤を喪失することにも繋がり、一旦ホ

ホームレスに陥ると、そこから脱却することは容易ではありません。

このため、失業等により定まった住居を失うことでホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人々に対して、路上（野宿）生活に陥ることのないよう必要な支援を行っていきます。

（3）施策推進の基本的視点

基本目標の達成を目指し、ホームレスの人々に対する自立支援等に関する施策を推進していくにあたっては、ホームレスの人々自身の自立に向けた努力を基本に、個々の状況に応じ、保健・福祉、住宅、労働など幅広い分野にわたる支援策を総合的に推進していく視点に立つ必要があります。

5 施策体系

(1) 生活に関する相談の実施

- ア 生活相談の実施
- イ 巡回相談の実施

(2) 就業の機会の確保

- ア 求人情報の収集と提供及び職業紹介
- イ 職業訓練等の実施

(3) 安定した居住場所の確保

- ア 低廉な賃貸住宅に関する情報提供
- イ 公営住宅の単身入居制度の活用
- ウ 住宅確保の支援

(4) 保健・医療の確保

- ア 健康相談、保健指導等
- イ 結核り患者に対する指導
- ウ 医療の確保

(5) 生活保護等の実施

- ア 緊急に行うべき援護
- イ 生活保護の実施

(6) 人権の擁護

- ア 人権の啓発
- イ 発生事案への適切な対応
- ウ 研修等の実施

(7) 良好な生活環境の確保

- ア 生活環境の改善
- イ 公共施設の適正な利用

(8) 地域福祉の推進

- ア 地域福祉計画の推進
- イ 地域関係団体の活動促進

6 施策内容及び主な実施主体

(1) 生活に関する相談の実施

ホームレスの人々の路上（野宿）生活からの脱却のために、生活相談を実施し、自立支援等について助言・指導に努めます。

ア 生活相談の実施 <福祉総務課・各区生活支援課>

福祉事務所を中心として、ホームレスの人々の要望に応じて生活相談を実施し、福祉施策の情報提供をすることで、路上（野宿）生活からの自立のための相談支援を行います。

イ 巡回相談の実施 <福祉総務課・各区生活支援課>

ホームレスの人々への巡回相談を実施し、ホームレスの人々の個々の事情に応じた相談支援に努めます。特に女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携を図ります。

(2) 就業の機会の確保

ホームレスの人々の自立を阻害する要因の一つである経済的困窮の解決のため、就労意欲及び能力のある人に対して、安定した居住場所の確保とともに、安定した雇用の場の確保や職業能力の開発等についての相談支援に努めます。

ア 求人情報の収集と提供及び職業紹介 <福祉総務課・各区生活支援課・その他関係課>

庁舎内に就職相談窓口を設置するなどハローワークと連携し、就労可能な就職先についての情報を収集するとともに、ホームレスの人々に求人情報等を提供し、自立を促します。

イ 職業訓練等の実施 <福祉総務課・各区生活支援課・その他関係課>

ハローワークと連携して、失業雇用対策等で行う技能取得講座や就労支援のための相談事業や技能講習の機会を自立の意思のあるホームレスの人々に提供します。

(3) 安定した居住場所の確保

ホームレスの人々の自立のためには、就業の場の確保とともに、生活の根拠となる安定した居住場所を確保することが必要なため、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能なホームレスの人々に対して、各種住宅への入居に関する相談支援に努めます。

ア 低廉な賃貸住宅に関する情報提供 <福祉総務課・各区生活支援課>

民間賃貸住宅に関わる団体等を通じ、ホームレスの人々が入居しやすい低廉な民間賃貸住宅についての情報を収集するとともに、自立の意思のあるホームレスの人々にその情報を提供します。

イ 公営住宅の単身入居制度の活用 <住宅政策課・各区生活支援課・福祉総務課>

地域の住宅事情、ストックの状況を踏まえつつ、公営住宅の単身入居制度の活用を図ります。

ウ 住宅確保の支援 <各区生活支援課・福祉総務課>

失業により定まった住居を失ったホームレスの人々又は住居を失うことで余儀なくホームレスとなるおそれのある人々のうち、就労意欲及び能力のある人に対して、住宅支援給付事業を活用して住宅確保の支援を行います。

(4) 保健・医療の確保

健康に関する不安を抱えるホームレスの人々に対して、健康相談・保健指導を実施し、保健・医療の確保に関する支援に努めます。

ア 健康相談、保健指導等 <保健予防課・保健所清水支所・健康づくり推進課・福祉総務課・各区生活支援課>

ホームレスの人々への巡回相談時に、必要に応じて健康相談及び保健指導を実施し、保健指導の中で、検診や治療の必要がある場合は、医療機関での受診の支援に努めます。

イ 結核患者に対する指導 <保健予防課>

結核にり患しているホームレスの人々に対しては、感染症の予防及び感染

症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）により、適切な医療機関への受診につなげます。

ウ 医療の確保 <福祉総務課・各区生活支援課>

ホームレスの人々に対する医療の確保を図るため、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号の無料低額診療事業をいう。）を行う施設の活用を図ります。

（5）生活保護等の実施

病気等により急迫状態にあるホームレスの人々に対し、行旅病人としての救護や職権保護の適用を行うとともに、最低限度の生活を維持できないホームレスの人々について、要否判定に基づき生活保護を適切に実施します。

ア 緊急に行うべき援護 <各区生活支援課・福祉総務課>

病気等により急迫状態にあるホームレスの人が医療機関に緊急搬送された場合には、状況を把握した上で行旅病人としての救護を行うほか、保護を要する場合には職権により生活保護を適用します。

また、緊急時に一時保護を必要とするホームレスの人々に対しては、救護施設による一時保護事業の活用を図ります。

イ 生活保護の実施 <各区生活支援課・福祉総務課>

ホームレスの人々のうち、関係機関が実施する事業や他の福祉施策、また資産、稼働能力等の活用を図ってもなお最低限度の生活が維持できない人に対しては、平成 15 年 7 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「ホームレスに対する生活保護の適用について」を踏まえ、本人の申請に基づき要否判定を行った上で、生活保護を適用します。

その際、居宅生活が可能であると認められるホームレスの人については、その人の状況に応じて居宅での保護を行います。この場合、再びホームレスに戻ることをのまないよう、地域の民生委員・児童委員等と連携し協力を得ながら、生活保護のケースワーカー等による居宅生活を継続するための支援や、専門の就労支援員による就労支援を行います。また、直ちに居宅生活を送ることが困難なホームレスの人については、施設等において保護を行います。

(6) 人権の擁護

ホームレスの人々の実情を理解し、偏見や差別を解消するため、地域住民等を対象に啓発活動を推進し、人権擁護を図ります。

ア 人権の啓発 <福祉総務課>

ホームレスの人々に対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及啓発のための講演会等を開催します。

イ 発生事案への適切な対応 <福祉総務課・各区生活支援課・その他関係課>

ホームレスの人々に対する通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等が生じた場合は、警察や人権擁護機関・人権相談機関を通じ、発生事案への適切な対応を行います。

ウ 研修等の実施 <福祉総務課>

職員や民生委員・児童委員の研修等において、ホームレスの人々の人権等についての研修を行います。

(7) 良好な生活環境の確保

ホームレスの人々と地域住民等とのトラブルの防止や解消を図るため、ホームレスの人々の人権に配慮しつつ、各機関が協力して地域社会における良好な生活環境の確保を図ります。

ア 生活環境の改善 <福祉総務課・各区生活支援課・その他関係課>

ホームレスの人々と地域住民等とのトラブルが発生した場合は、関係機関と協力してその適切な解決を図ります。

イ 公共施設の適正な利用の確保 <公共施設管理者・各区生活支援課・福祉総務課・その他関係課>

都市公園その他公共の用に供する施設が、ホームレスの人々の起居により適正な利用を妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しつつ、必要に応じ福祉事務所への相談を促す等、自立支援と連動させながら、施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行うほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置を講ずることにより、施設の適正な利用の確保を図ります。

また、洪水等の災害時において河川等に起居するホームレスの人々に危険が及ぶ事態が想定されることから、早期に避難誘導し被害を未然に防止できるよう平常時より、関係機関が相互に連絡調整し、対応するよう努めます。

(8) 地域福祉の推進

ホームレスの人々の自立支援等を円滑に進めるためには、地域住民全体がその地域における福祉分野の課題に関心を持ち、常にその解決に取り組んでいく姿勢が重要であることから、地域住民の広汎な参画の下で、地域福祉活動の一層の充実を図り、ホームレスを生まない地域づくりを進めます。

ア 地域福祉計画の推進 <福祉総務課>

地域福祉計画の着実な事業推進に努め、住民参加によるきめ細かな福祉施策の展開を図ります。

イ 地域関係団体の活動促進 <福祉総務課・各区生活支援課・その他関係課>

ホームレスの人々の自立を支援するためには、ホームレスの人々の生活実態を把握しており、ホームレスの人々に最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携が重要であると考えます。これらの団体の活動を促進するとともに連携・協議を進め、ホームレスの実態把握、地域での支え合いや生活困窮者への支援、日常生活自立支援事業等、地域福祉の推進を図り、ホームレスの人々が路上（野宿）生活から自立することを支援するとともに、再び路上（野宿）生活に陥ることを防止し、新たなホームレスを生み出さない地域社会づくりを進めます。

7 計画の推進

実施計画に掲載した施策については、毎年度、施策の取組状況及び効果を検証するなど計画の適正な推進に努めます。また、施策の取組状況やホームレスの人々の推移、国の基本方針の変更等により実施計画を変更する必要がある場合には、計画期間の途中でも計画の見直しを行います。

なお、施策の効果とホームレスの人々の推移などを検証するため、必要に応じホームレスに関する実態調査を実施します。

(1) 庁内の推進体制

庁内の関係部局により連絡会議を組織し、関係部局が共通認識を持ち、連携することで本計画の推進に取り組んでいきます。

(2) 関係機関との連携

ア 地域関係団体との連携

本計画を推進するにあたり、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携に努めます。

イ 国、県等関係機関との連携

本計画を推進するにあたり、国や静岡県等と連携し、各種施策の情報提供や必要な財政上の措置等を講ずるよう求めます。

また、国や県等が管理する施設等の管理者と情報共有を行い、連携体制の構築を図ります。